

板橋区アスベスト対策大綱

〔平成18年1月11日〕
〔板橋区長決定〕

(目的)

- 1 この大綱は、建築物に使用されている吹付けアスベスト等によるアスベストの飛散防止対策を定めることによって、板橋区民の良好な生活環境の維持と向上に資することを目的とする。

(定義)

- 2 この大綱における用語の意味は、次に定めるところによる。

(1)吹付けアスベスト等

防音、耐火等を目的として、アスベスト若しくはアスベストをその重量の1%を超えて含有するロックウール、パーミキュライト及びパーライト等に、セメント等の結合剤を混ぜて天井や壁などに吹き付けたものと、アスベストを含有する保温材及び耐火被覆板をいう

(2)除去

吹付けアスベスト等を壁等からはく離し撤去すること

(3)封じ込め

表面固化処理又は内部浸透処理により、アスベスト層の表面等を固定すること

(4)囲い込み

吹付けアスベスト等をシートや板材等で囲うこと

(5)措置

吹付けアスベスト等に対して、(2)から(4)に掲げる措置を行うこと

(6)発注者等

解体工事に関する請負契約の発注者、元請け業者及び下請け業者、請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう

(基本方針)

- 3 区は、第1の目的を達成するため、建築物の所有者・管理者等に対し、吹付けアスベスト等に係る飛散防止対策の指導・規制及び啓発を行うものとする。また、区有施設については、吹付けアスベスト等の使用状況を的確に把握し、状況に応じて除去等適切な措置を行うものとする。

(発注者等の責務)

- 4 発注者等は、建築物の解体工事にあたり、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)に従い、アスベストの使用の事前調査を行うとともに、関係法令及び「板橋区における建築物解体時の吹付けアスベスト飛散防止対策の徹底とその周知に係る指針」(別紙1)を遵守するものとする。また、近隣住民の生活環境に影響をおよぼさないよう十分配慮するものとする。

(情報の提供)

5 区は、アスベスト総合相談窓口を設置し、アスベスト対策に係る相談や情報の提供に努めるものとする。

(除去工事に係る支援)

6 区は、アスベスト除去費用に係る負担を軽減するため、融資・あっ旋等を行うものとする。

(区有施設の対策)

7 区有施設における対策は、次のとおりとする。

(1)使用抑制

区が発注する工事においては、アスベストを含有しない建材のみを使用する。

(2)区有施設のアスベスト使用状況の把握及び報告

区の工事担当部署は、アスベスト使用状況を的確に調査し、アスベストの有無が確認された場合は、速やかに施設管理者及び関係部署に調査結果を報告する。

(3)対策までの施設管理者の対応

施設管理者は速やかに当該職員に周知し、アスベストの飛散状況に応じて、アスベスト使用箇所への立入禁止等の適切な対応を行う。また、施設利用者への周知を速やかに行い、必要に応じて説明会を開催する。

(4)アスベスト対策判断基準

区は、調査結果をもとに別紙 2の「板橋区の区有施設のアスベスト対策判定基準」に従い、その対策を行うものとする。

(5)措置計画の作成

施設管理者は、関係部署と協議した上で措置計画を作成し、対応状況を区広報紙及びホームページ等にて公表するとともに、必要に応じて説明会を開催する。

(6)維持管理

判定の結果、「当面は現状を維持し、措置計画に基づいて除去等を実施」となった場合は、次の施設維持管理を行うものとする。

(ア) 利用頻度の高い場所については、おおむね月 1回、それ以外の場所については、6箇月に1回、吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況等を定期的に点検し、記録する。

(イ) 点検により飛散のおそれがあることを確認した場合は、適切な措置を講ずる。

板橋区における建築物解体時の吹付けアスベスト飛散防止対策の徹底とその周知に係る指針

1.目的

この指針は建築物解体に伴う吹付けアスベストの飛散防止対策の徹底を図り、近隣住民の不安の解消の観点から近隣住民への事前周知を推進するものである。

2.適用範囲

この指針は建築物の解体工事で、解体床面積の合計が80平方メートル以上のものを対象とする。

3.アスベストの調査・届出

この指針で対象となる解体工事の発注者は、特定建設資材の付着物の有無の調査を行い、建設リサイクル法に基づき建築指導課に届出をすること。

4.吹付けアスベストのある場合の届出

吹付けアスベストのある場合は、次の届出等を行うこと。

(1)届出

石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)に従い労働基準監督署に届出を行うこと。
東京都環境確保条例(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)の対象となる時には、同条例に定める石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書を板橋区環境保全課に提出し、飛散防止対策の徹底を図ること。

大気汚染防止法の対象となる時には、東京都環境局に届出を行うこと。

(2)吹付けアスベスト除去の報告

この指針で対象となる解体工事の発注者は、区長が必要と認める場合には、吹付けアスベストの除去の報告を行うこと。

5.掲示板の設置

解体工事現場においては、吹付けアスベストの有無にかかわらず、周辺住民から見やすい箇所に掲示板を設置すること。表示内容は別紙のとおりとする。

6.隣接住民への説明

この指針で対象となる解体工事の発注者は、解体工事に隣接する住民に対して次に掲げる事項及びその他必要事項を説明すること。

- (1)吹付けアスベストの使用の有無
- (2)解体建築物の概要（建築物の規模、建築物の構造等）
- (3)工事概要（工期、解体方法、作業時間、作業内容等）
- (4)安全対策及び公害防止対策（騒音、振動、粉じん防止対策等）

この指針で対象となる解体工事の発注者は、解体工事に変更が生じた場合には、隣接する住民に再度説明すること。

7.工事の報告

この指針で対象となる解体工事の発注者は、区長が必要と認める場合には、工事の進捗状況及び住民対応状況の報告を行うこと。

8.その他

この指針は平成17年9月30日より実施する。

資源環境部環境保全課

3579-2594

都市整備部建築指導課（建設リサイクル法の届出担当） 3579-2574

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

当現場では、()労働基準監督署へ

- ・労働安全衛生法第 88 条第 4 項 (労働安全衛生規則第 90 条第 5 号の 2)の規定による計画の届出
- ・石綿障害予防規則第 5 条第 1 項の規定による作業の届出

を行っております。

届出年月日	平成 年 月 日
届出内容 (石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)	
石綿のばく露防止及び石綿粉塵の飛散防止措置の概要： (例) ・作業場所の隔離 ・立入禁止措置 ・湿潤措置 ・保護具・保護衣の使用	
を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育： の実地した講習 (平成 年 月受講)	

作業期間	平成 年 月 日
	~ 平成 年 月 日

平成 年 月 日 (表示日)

施工事業者名： _____

現場責任者氏名： _____

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉塵の飛散防止対策を行っております。

石綿のばく露防止対策及び石綿粉塵の飛散防止対策の内容

石綿のばく露防止及び石綿粉塵の飛散防止措置の概要：

(例)

- ・湿地措置
- ・保護具・保護衣の使用
- ・立入禁止措置

を石綿作業主任者に選任しています。

石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。

受講した特別の教育： の実地した講習 (平成 年 月 受講)

作業期間

平成 年 月 日

~

平成 年 月 日

平成 年 月 日 (表示日)

施工事業者名：

現場責任者氏名：

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当現場では石綿を使用しておりません。

調査方法 (調査年月日)		作業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
-----------------	--	------	---------------------------

平成 年 日 (表示日)

施工事業者名： _____

現場責任者氏名： _____

板橋区の区有施設のアスベスト対策判定基準

本判定基準は、東京都の「吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針」を基に策定した。

板橋区の基準策定にあたっては、区有施設のアスベスト調査においてアスベストの含有が確認された場合は、全ての箇所について空気中の石綿濃度測定を行うため、その結果を加えた。

本判定基準は、吹付けアスベストの除去等の対策時期等を判定するものである。

アスベスト対策判定表

吹付け材の状態 部屋等の使用状況	飛散を確認	飛散は確認されていない		
		飛散のおそれ が大きい	飛散のおそれ が小さい	安定
使用頻度が高い				
使用頻度が低い				

対策の内容

- ：最も優先して早急に除去等を実施」
- ：施設の状況に応じて早い時期に除去等を実施」
- ：当面は現状を維持し、直近の改修工事等で除去等を実施」
- ：当面は現状を維持し、措置計画に基づいて除去等を実施」

対策の内容での「除去等を実施」とは、原則として「除去」を行うことであるが、施設の状況によって除去が困難な場合には「囲い込み」や「対じ込め」などを実施することである。

吹付けの状態

飛散を確認」とは、

石綿濃度測定の結果、0.5本 / リットル以上の石綿が確認され、かつ、一般大気中の濃度を超えた場合をいう
(石綿濃度測定0.5本 / リットルは、「室内環境等における石綿粉じん濃度測定方法」における分析可能な下限値が0.5本 / リットル迄であることによる。)

飛散のおそれが大きい」とは、

吹付け表面全体に毛羽立ちがある場合
繊維のくずれがある場合
繊維の垂れ下がりがある場合
吹付け面全体に損傷・欠陥がある場合
床面に破片が頻繁に見られる場合
吹付け材が下地と遊離している場合

のいずれか一つでもある場合をいう

飛散のおそれが小さい」とは、

損傷・欠陥は局部的で損傷部等の周辺の吹付け材は下地にしっかり固着している場合
損傷部があってもその環境条件では損傷部の拡大が見られない場合

をいう

安定」とは、

吹付け面にひっかき傷等の物理的損傷がない場合
下地の腐食、ひび割れ等の影響による損傷がない場合
結合剤の劣化による繊維の垂れ下がりやくずれがない場合
下地と吹付け層との間が遊離し、浮いた状態でない場合

をいう

部屋等の使用状況

使用頻度が高い」とは、

事務室、教室、店舗、図書室、会議室、廊下、湯沸場等、人の出入りが多く常時使用する場所をいう

使用頻度が低い」とは、

倉庫、機械室、電気室、変電室、非常階段等をいう

ただし、その場所に常駐者がいる場合などは、「使用頻度が高い」に含まれる。